

平成27年度 正社員転換・待遇改善に向けた取組方針

平成27年10月16日：富山労働局働き方改革推進、正社員転換・待遇改善実現本部第1回会議において策定
平成28年1月18日：同2回会議において一部改定

1 経済界への要請（平成27年10月～）

・労働局幹部による経済団体への、非正規労働者の正社員転換・待遇改善対策に向けた参加企業への周知・啓発を要請する。

2 正社員転換・待遇改善キャンペーンの実施（平成27年10～12月）

・労働局、ハローワークの幹部等が業界団体・事業所を訪問し、又は、求人窓口等において、
①非正規労働者の正社員転換・待遇改善の周知・啓発、それにつながる②助成金の活用促進等の働きかけを行う。

【具体的な取組】

（1）関係法令の周知徹底

ア 改正労働者派遣法、若者雇用促進法、女性活躍推進法の円滑な施行のための周知啓発の徹底。

（2）正社員転換等に向けた支援

- ア ハローワークによる正社員就職の実現。
- イ 正社員実現に取り組む事業主等への支援。
- ウ 派遣労働者の直接雇用・正社員化促進。
- エ スキルアップ・ステージアップの支援。

（3）待遇改善に向けた支援

- ア 働きに見合った処遇改善の推進。
- イ いきいき働ける職場環境の実現に向けた雇用管理の改善。

3 非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーンの実施（平成28年1～3月）

・正社員転換・待遇改善キャンペーンに盛り込まれた対策を継続的に実施していくとともに、キャリアアップ助成金等の活用促進等により重点的な取組を行う。

・新卒応援ハローワーク等において、学卒ジョブサポーター等による個別支援を徹底するとともに、若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の円滑な施行に向けた周知を行う。

【具体的な取組】

（1）非正規対策に係る取組

- ア 多様な正社員の導入促進及び正社員転換につながる助成金の活用促進。
- イ フリーター等に対する就職支援機関の周知の更なる強化による利用の促進。
- ウ 各種セミナーや担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等。

（2）学卒正社員就職実現に係る取組

- ア 未内定者や進路未決定者に対する新卒応援ハローワーク等の利用勧奨の徹底。
- イ 高校・大学等と連携した出張相談等の就職支援。
- ウ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の取得促進。

- エ 平成28年3月から施行される若者雇用促進法に基づく職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の周知。
- (3) 1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策（平成27年度補正予算成立後）
- ア キャリアアップ助成金の有期雇用から正規雇用への転換等に係る助成の拡充等による更なる活用促進。
 - イ 新規学卒卒での応募機会の拡大及び採用・定着促進のために創設される、3年以内の既卒者や中退者を対象とした助成金制度の活用促進。
 - ウ 地域若者サポートステーションと学校やハローワーク等の関係機関との連携強化。